



令和6年度 自転車用ヘルメット購入補助金を開始します

「聖籠町自転車用ヘルメット購入補助金制度」について、5月1日(水)より事業を開始することになりました。先日配布しましたチラシの内容に加えて、申請方法の詳細をお知らせします。

1 対象者

令和7年(2025年)3月31日時点で **18歳以下**である町民の方

※中学生通学用ヘルメット購入補助金の助成との重複受給はできません。

2 対象物

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの期間に購入し、以下のいずれかの安全基準の認証を受けている新品の自転車用ヘルメット

- ①SG マーク(一般財団法人製品安全協会の安全認証)
- ②JCF マーク(公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証)
- ③CE マーク(欧州連合の欧州委員会の安全認証)
※マーク付近等に「EN1078」と記載されているものに限る
- ④GS マーク(ドイツ製品安全法の安全認証)
- ⑤CPSC マーク(米国消費者製品安全委員会の安全認証)
※マーク付近等に「1203」と記載されているものに限る



※オークションや個人間売買、譲渡等は対象外
※未使用品を含む中古品は対象外

3 補助金額

- ・自転車用ヘルメットを購入した費用の **2分の1**(100円未満切捨)
- ・使用者1人につき上限 **1,000円**

4 申請期間

令和6年5月1日(水)～令和7年3月31日(月)

※3月31日に購入した場合でも申請期限は3月31日となります。忘れずに申請していただくようお願いいたします。

○問い合わせ
生活環境課 地域安全係
TEL : 0254-27-1962

補助金の申請から交付までの手順

① 自転車用ヘルメットを購入する。

レシート等、購入日・金額・品名がわかる書類を必ず受け取ってください。

② 補助金の申請書等を令和7年3月31日までに生活環境課に直接提出する。

【申請時に必要な書類】

1. 聖籠町自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
※様式は生活環境課窓口及び町ホームページ(右QRコード)にあります。
2. レシートその他の自転車用ヘルメットの購入費を支払ったことを証するものの写し
次の内容が記載されているもの
・購入日
・金額(自転車用ヘルメットの購入金額がわかるもの)
・品名(自転車用ヘルメットを購入したことがわかるもの)
3. 認証したマークを確認できる写真等(ヘルメット全体の写真および認証マーク部分の写真)
※スマホ等で撮影したものを窓口でお見せいただくだけでも構いません。
※2の書類にヘルメットの品名及び品番が記載されていれば不要です。
4. 使用者の住所、氏名、生年月日がわかるものの写し(マイナンバーカード、子ども医療費受給者証 など)



振込先の口座が確認できる通帳等の写しを持参するようお願いいたします。(提出の必要はありません。)

③ 審査後、補助金の交付決定通知書(第2号様式)が申請者住所に郵送されます。

④ 指定の口座に補助金が振り込まれます。